

株式会社トランスミート

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

2020年6月25日現在

| | 内容 | 活動報告 |
|------|---------------------------|--|
| (1) | 輸送の安全に関する基本方針 | 2018年6月29日制定 (別紙参照) |
| (2) | 輸送の安全に関する目標設定 | <p>2020年度 安全目標 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保を徹底する</p> <p>1. 関係法令等の遵守 (1) 運輸安全マネジメント要求事項に対し、関係法令等を常時遵守する管理体制を確立する。 (2) 営業所長は、点呼執行業務の法的要求事項を満たすため、点呼執行の意図、運行管理者、整備管理者の役割、責任について定期的に指導を繰り返すこと。 (3) 積極的な乗務員の採用活動により、改善基準告示違反の防止、働きやすい職場環境を作り、乗務員の定着率向上の施策を推進する。 (4) 貨物自動車運送事業者が、『運転者に対して行う指導及び監督の指針に関する教育』(法定12項目教育) について、営業所長は十分な教育時間を確保し、確実に理解させ、評価し、安全スキルの高い選任乗務員を育成すること。 (5) 各部署に配置されたアルコールインストラクターは、残留アルコール検出者の根絶に向けた有効な教育を定期的に継続し実施すること。</p> <p>2. 輸送の安全の確保 (1) 第一当事者での自動車事故報告書提出義務に該当する事故を発生させない。 (2) 2019年度有責事故実績 29件を半減させる。(2019.3.1～2020.2.29実績) ①2020年度目標 有責事故件数 14件以下 (前年対比50%以下) ※評価対象期間 2020.3.1～2021.2.28 (3) 運行管理者は、常時ドライブレコーダー映像の解析力を向上させ、乗務員の危険な習慣・癖、手抜き等を気付かせ、運転者個々の特性に合わせた改善指導を継続的に実施する。 (4) 運行管理者は、現場で発生したヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、実効性のある予防措置を計画し、実行し、評価し、改善を機能させ事故防止に取組むこと。 (5) 重大事故の原因となる睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査を定期的に実施する。 精密検査が必要とされた者及び既に治療中の者は継続して適切な措置を行う。 (6) 営業所長は、運行管理者・乗務員を、安全管理部の指示による社内・社外研修に必ず参加させ、事故防止に取組む。 (7) 営業所長は、安全方針、年度目標、安全推進重点指導項目、その他安全確保に関する取組みを理解、実践させるため、乗務員への情報伝達及びコミュニケーションを活性化させること。 (8) 利害関係者からの要望、苦情等が発生した時は、速やかに検証し、適切に対処すること。 (9) 優良添乗指導員を全営業所に配置する。 (10) 営業所長は、年間教育訓練計画を、計画通り遂行すること。</p> |
| (3) | 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 | <p>平成28年度 発生なし 平成29年度 発生なし 平成30年度 発生なし 令和1年度 発生なし</p> |
| (4) | 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統 | 別紙参照 |
| (5) | 輸送の安全に関する重点施策 | <p>輸送の安全に関する重点施策を以下の通り定める。</p> <p>1. 営業所長、本社スタッフは、輸送の安全に関する基本方針(第4条参照)に基づき、次に掲げる事項を行う。 (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規定に定められた事項を遵守すること。 (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。 (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講ずること。 (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。 (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。</p> <p>2. グレーン間で密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。</p> <p>3. 外注先を利用する場合は、外注先の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、外注先と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、外注先の輸送の安全の向上に協力するよう努める。</p> |
| (6) | 輸送の安全に関する計画 | <p>2020年度 教育訓練計画は以下の通り実施する。(名糖運輸株式会社 安全管理部主催)</p> <p>【管理者教育】 運行管理者教育(名糖運輸株式会社 安全管理部主催) 整備管理者教育(名糖運輸株式会社 安全管理部B主催) 運行管理者実務研修(講師:社内担当者 インターリスク総研)</p> <p>【安全実技研修】 新人研修(交通教育センター レインボー埼玉にて) 事故惹起者教育(交通教育センター レインボー埼玉にて) 添乗指導員養成研修(交通教育センター レインボー埼玉にて) 安全運転管理研修(日野自動車 お客様テクニカルセンターにて)</p> <p>【部署内教育】 各部署で実施(小集団活動・実技教育等)</p> |
| (7) | 事故・災害等に関する報告連絡体制 | <p>事故・災害等に関する報告連絡体制を運輸安全マニュアルに定める。</p> <p>1. 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百号 運行管理規程参照)に定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。</p> <p>2. 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制の詳細を「運行管理規程」に定める。</p> <p>3. 事故・災害等に対する再発防止については第14条に基づき実施する。</p> |
| (8) | 輸送の安全に関する教育・訓練 | <p>輸送の安全に関する教育・訓練については、運輸安全マニュアルに定める。</p> <p>1. 営業所長は、「運輸安全教育・訓練計画書」に基づき、自部署の輸送の安全に関する目標(第8条参照)を達成させるために必要となる人材育成のための教育・訓練の具体的な計画を毎年3月に策定し、着実に実施する。</p> <p>2. 輸送の安全に関する教育・訓練には以下のものがある。 (1) 運転者に対する法で定められた教育・診断 ①初任運転者に対する特別な指導・診断 ②事故惹起運転者に対する特別な指導・診断 ③高齢運転者に対する特別な指導・診断 ④一般的な指導及び監督(法定12項目教育) ※貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要追加内容を漏れなく指導する。 ※①～④の実施手順については、運輸安全マニュアルに定める。</p> <p>(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・一般運転者2年に1回) (3) 新規採用者指導 (4) 事故発生者教育 (5) 適性診断(法定以外一般運転者に対して3年に1回以上予め計画をたてて実施する。) (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 救急救命講習 (9) 運転記録証明証(自動車安全運転センター発行のものを年1回(過去5年分)取得し、事故・違反内容の確認及び指導を行いその内容を記録する。業務中の違反については運転者台帳にも記載する。) (10) その他の教育・訓練</p> <p>3. 営業所長は、輸送の安全に関する教育・訓練の記録を「運輸安全教育・訓練実施記録書」等に記載し維持する。</p> |
| (9) | 輸送の安全に関する内部監査 | <p>2019年度(4月～3月) 監査実施部署数 3部署 上記を踏まえた措置内容 内部監査による改善事項= 5件</p> |
| (10) | 輸送の安全に関する予算等の実績額 | <p>2018年度 免許証リーダーの設置(アルコールチェッカー用) 1,800,000円 2019年度 ドライブレコーダー用SDカード購入 640,000円</p> |
| (11) | 安全統括管理者 安全管理規程 | <p>【安全統括管理者】 取締役 中村 宣行(2019年4月1日選任)</p> <p>【安全管理規程】 別紙参照 (2018年6月29日 制定版)</p> |